

茂市国第 235 号
令和 3 年 10 月 14 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田 中 豊 彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 2 年 12 月 23 日付け茂監第 52 号)

市民部	国保年金課
監 査 結 果	
<p>・新型コロナウイルスの影響により、実施できなかった事業や形式を変更して実施した事業が見られることから、来年度の事業実施にあたっては、改めてその目的や意義を確認し、実施方法や時期などについて検討し対応を図りたい。</p> <p>・安定的な国民健康保険事業の運営と被保険者の負担軽減の観点から、国民健康保険財政調整基金や繰越金の活用も考慮しながら総合的な視点に立ち、適正な国民健康保険税について検討されたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>・特定健康診査及び後期高齢者健康診査の集団健診について、会場内での密を防ぐため比較的広い会場を使用し、受付時間を個人ごとに指定するなどの対応を図り、例年どおりの時期及び回数で実施した。</p> <p>・コロナ禍における被保険者の負担軽減の観点から、令和 3 年度への繰越金等を活用し令和 3 年度課税の国民健康保険税について、基礎分の所得割の税率を 7.7% から 7.3% へ、平等割を 21,000 円から 20,000 円とする引き下げを実施した。</p>	